平成２３年（フ）第６９５８号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番４―105号
債務者　松尾　　修
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９６１号
大阪府茨木市沢良宜西２丁目７番27号、住民票上の住所大阪府豊中市桜の町１丁目５番９―507号
債務者　岡西　義康
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９８０号
大阪市大正区鶴町２―２―２、住民票上の住所大阪市大正区鶴町２丁目２番13号
債務者　木下　智元
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０７７号
大阪府茨木市水尾４丁目１番16号
債務者　長谷川英夫
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１０２号
大阪市西淀川区姫島４丁目８番24号
債務者　窪　　秀和
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１９６号
大阪府枚方市宮之阪４丁目11番25―13号
債務者　石川　峰子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５５５号
大阪市中央区高津３―14―33吉川マンション403号室、住民票上の住所大阪府東大阪市荒川３丁目15番10号
債務者　清水　千献
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５６５号
大阪府枚方市香里園東之町21番52号
債務者　陸岡　正己
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６０３号
大阪市住吉区墨江４丁目１番８号　エクセシオール202号
債務者　村上　大輔
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６１８号
大阪市淀川区十三東１丁目14番１―502号
債務者　柳迫ゑみ子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６１９号
大阪市城東区天王田16番28―103号
債務者　鷹野　松枝
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２１号
大阪府大東市末広町８番305号
債務者　谷　　重孝
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６５６号
大阪市生野区林寺２―23―24金山方、住民票上の住所大阪市生野区中川東２丁目15番17号
債務者　岸和田直樹
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８４号
大阪府大東市南新田１丁目12番103号
債務者　藤田るり子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８５号
大阪市東住吉区杭全３丁目７番14―505号
債務者　千田　省司
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７３２号
大阪府東大阪市岸田堂南町10番29号
債務者　當山　健二
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７４５号
大阪府豊中市曽根南町２丁目17番９号
債務者　福本　勇治
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７４６号
大阪市生野区新今里３丁目15番５―705号
債務者　濵崎　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部